

令和2年度 石巻市買物支援対策助成金 【募集要領】

【応募期限】

令和2年4月30日（木）午後5時〔必着〕

【問い合わせ先】

《本庁地区》

健康部包括ケア推進室（石巻市穀町14-1） 電話：0225-95-1111
(内線2572)

《牡鹿地区》

総合支所保健福祉課
・牡鹿（石巻市鮎川浜鬼形山1-13） 電話：0225-45-2113

※郵便、宅配便等による送付又は持参により応募願います。

令和2年4月
石巻市

1 事業の目的

離島部において、日常生活必需品の確保は切実な課題であることから、買物支援対策事業を実施する団体に対し、事業に要する経費の一部を助成することにより、地域包括ケアの中でも重要な役割である「支え合い（互助）」による買物支援対策事業が安定的に行われ、買物利便性向上に資することを目的とします。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 買物弱者

身近な店舗の閉鎖や移動手段の確保が困難等の理由により、居住する地域における買物の利便性が著しく低下し、日常生活に必要な物資の買物が困難な状況に置かれている者をいう。

(2) 買物困難地域

高齢化や身近な店舗の閉鎖等により買物弱者が存在する離島部をいう。

(3) 買物支援対策事業

買物弱者の支援を目的とし、買物困難地域において、買物弱者からの日常生活に必要な物資の注文を取りまとめ、一括購入の上、注文物資を個別に配達するなどの事業をいう。

3 助成対象団体

助成金の交付対象となる団体は、市内に設立されている住民団体等^{※1}で、次に掲げる全てを満たすものとします。

- (1) 規約、会則等組織に関する定めがあること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 原則として買物支援対策事業を週1回以上、年間を通じて実施すること。

※1 「住民団体等」とは ⇒ 町内会、婦人会、NPO、ボランティア団体など

※上記にかかわらず、次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象となりません。

- ① 専ら営利を目的とし、公益性を欠くとき。
- ② 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- ③ 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属するとき。
- ④ 他の交付金等の交付を受けているとき。
- ⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、市長が助成金の交付対象として適当でないことを認めるとき。

4 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、買物支援対策事業に係る一括購入に要する経費のうち、別表に掲げる経費とします。ただし、次に掲げる経費については、助成金の交付対象となりません。

- (1) 団体の経常的運営経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付対象として適当でないと認める経費

5 助成金の額

一事業年度につき15万円

6 助成事業期間

助成事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

※ 助成事業期間の中途から事業を開始した場合は、事業開始日から令和3年3月31日までとなります。

※ 助成金の交付決定前に事業を実施する場合（実施している場合を含む。）は、「事前着手届」を提出していただきます。（ただし、交付決定を確約するものではありません。）

6 応募手続きの概要

(1) 応募期限

令和2年4月30日（木）午後5時〔必着〕

(2) 提出先

《本庁地区》

健康部包括ケア推進室（〒986-8501 石巻市穀町14-1）

電話：0225-95-1111（内線2572）

《牡鹿地区》

総合支所保健福祉課

・牡鹿（〒986-2523 石巻市鮎川浜鬼形山1-13）

電話：0225-45-2113

(3) 提出書類

石巻市買物支援対策助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- ④ 上記①から③に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 提出方法

応募書類の提出は、郵便、宅配便等による送付又は持参により行ってください。

上記(1)の締切日の午後5時までに受付できるよう余裕をもって提出してください。

時間を過ぎますと受付できませんので、ご注意願います。

なお、提出の際は、封筒等の表面に「買物支援対策助成金応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 書類を郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。

※ 「F A X」による提出は、受付できません。

※ 提出された応募書類及び添付書類等は、返却いたしません。

7 交付決定

助成金交付申請書の内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、文書により通知します。ただし、助成金交付決定額は、助成金支払額を約束するものではありません。事業完了後の実績報告により助成金額が確定されます。

8 実績報告

事業完了後1月以内に石巻市買物支援対策事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、報告しなければなりません。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（運賃相当額が確認できる書類等）

9 助成金の額の確定と交付

提出された実績報告書の内容を審査の上、助成金の額を確定し、石巻市買物支援対策助成金確定通知書（様式第8号）により通知します。

助成金は、上記の確定通知後に交付しますので、助成団体は、石巻市買物支援対策助成金精算（概算）払請求書（様式第9号）により請求願います。

なお、概算払い（交付決定額の2分の1以内の額）を希望する場合は、交付決定通知書受領後に申し出願います。

10 その他

各様式については、石巻市ホームページからダウンロードしてください。

別表（助成対象経費）

区分	助成対象経費
公共交通機関を利用する場合	運賃相当額
自家用車を利用する場合	燃料代として1キロメートルにつき37円とする。ただし、総距離数に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて算出するものとする。